
令和6年度
企業(特定業種)を対象とした反社会的
勢力との関係遮断に関するアンケート
(調 査 結 果)

2024年12月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

はじめに

政府は、平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定しました。本資料は、企業における反社会的勢力への対応の実態や、同「指針」の導入状況等を把握するため、令和 6 年 8 月から 9 月に全国の特定業種（建設業、製造業、運輸・通信業、不動産業、卸売・小売業、飲食業、宿泊業等）の中から企業 5,000 社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組状況等についてアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

- 本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。
- ① 調査方法 郵送法
 - ② 調査対象 無作為に抽出した全国の特定業種（建設業、製造業、運輸・通信業、不動産業、卸売・小売業、飲食業、宿泊業等）の中から企業 5,000 社に対して調査票を送付し調査を行った。
 - ③ 調査時期 令和 6 年 8 月から 9 月

2 回収結果

調査票の回収数は、1,286 通（回収率 25.7%）であった。

II 回答企業のプロフィール

表 1 業種（複数回答）

1. 建設業	352 (27.4 %)
2. 製造業	207 (16.1 %)
3. 運輸・通信業	161 (12.5 %)
4. 不動産業	155 (12.1 %)
5. 卸売・小売業	423 (32.9 %)
6. 飲食業	39 (3.0 %)
7. 宿泊業	16 (1.2 %)
8. その他	33 (2.6 %)
9. 無回答	11 (0.9 %)
全 体	1,286 (100.0 %)

※ 1 社で複数の業種を回答している企業もあるため、合計は 100%にならない。

表 2 所在地

1. 北海道	111 (8.6 %)
2. 東北地方	40 (3.1 %)
3. 東京都	464 (36.1 %)
4. 関東地方（東京都を除く）	170 (13.2 %)
5. 中部地方	87 (6.8 %)
6. 近畿地方	221 (17.2 %)
7. 中国地方	74 (5.8 %)
8. 四国地方	11 (0.9 %)
9. 九州地方	101 (7.9 %)
10. 不明および無回答	7 (0.5 %)
合 計	1,286 (100.0 %)

表 3 売上高

1. 1,000万円未満	81 (6.3 %)
2. 1,000万円以上3,000万円未満	137 (10.7 %)
3. 3,000万円以上5,000万円未満	101 (7.9 %)
4. 5,000万円以上1億円未満	159 (12.4 %)
5. 1億円以上3億円未満	275 (21.4 %)
6. 3億円以上5億円未満	110 (8.6 %)
7. 5億円以上10億円未満	130 (10.1 %)
8. 10億円以上100億円未満	209 (16.3 %)
9. 100億円以上	71 (5.5 %)
10. 無回答	13 (1.0 %)
合 計	1,286 (100.0 %)

表 4 従業員数

1. 5人未満	475 (36.9 %)
2. 5人以上10人未満	218 (17.0 %)
3. 10人以上50人未満	369 (28.7 %)
4. 50人以上100人未満	92 (7.2 %)
5. 100人以上500人未満	102 (7.9 %)
6. 500人以上1,000人未満	15 (1.2 %)
7. 1,000人以上	10 (0.8 %)
8. 無回答	5 (0.4 %)
合 計	1,286 (100.0 %)

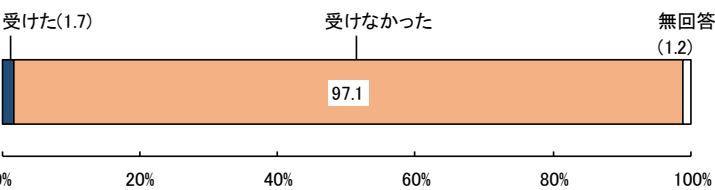
Ⅲ 設問ごとの調査結果

1 不当要求等の実態について

1.1 不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の1.7%(22社)であった。

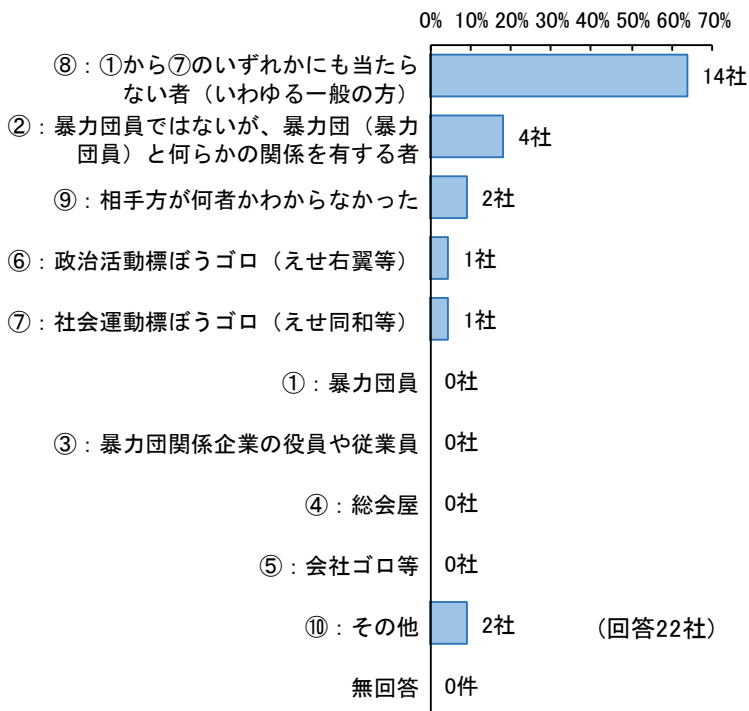
(回答1286社)



1.2 不当要求の相手方について(複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業22社が、その相手方をどのように認識したかをみると、「①から⑦のいずれかにも当たらない者(いわゆる一般の方)」が14社と最も多く、以下「暴力団員ではないが、暴力団(暴力団員)と何らかの関係を有する者」(4社)、「相手方が何者かわからなかった」(2社)と続く。

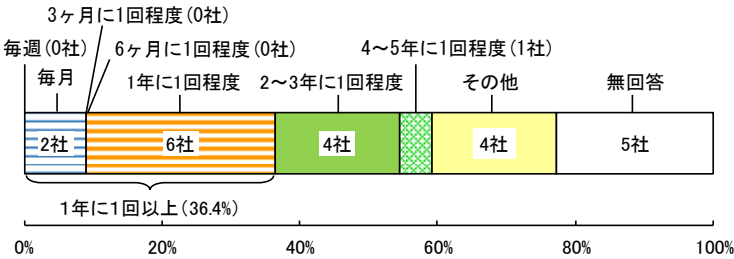
過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業(①から⑦のいずれかに不当要求を受けた)は6社であった。



1.3 不当要求の頻度について

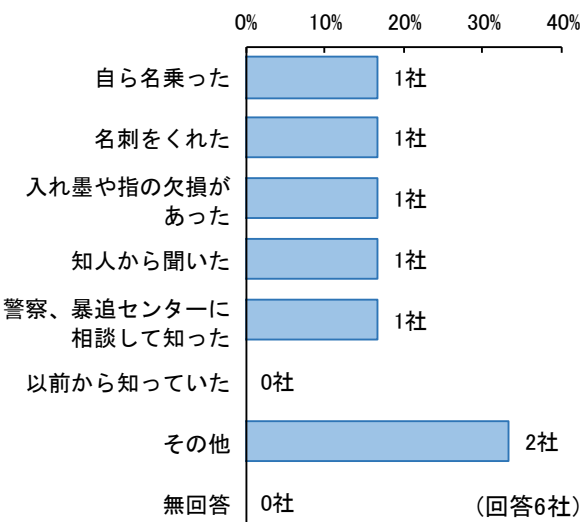
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業22社についてその頻度をみると、「1年に1回程度」が6社と最も多く、全体の36%の企業が、1年に1回以上の不当要求を受けていた。

(回答22社)



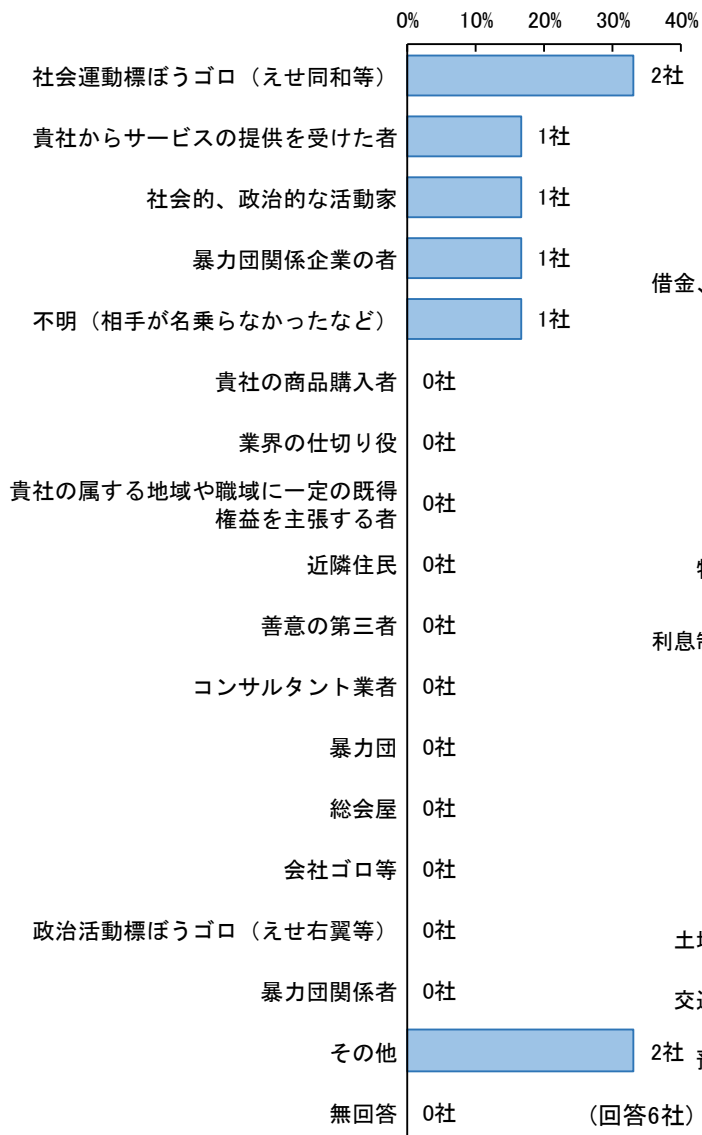
1.4 不当要求の相手方が反社会的勢力と認識した理由について(複数回答)

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業6社について、その相手方が反社会的勢力であると認識した理由をみると、「自ら名乗った」、「名刺をくれた」、「入れ墨や指の欠損があった」、「知人から聞いた」、「警察、暴追センターに相談して知った」がいずれも1社であった。



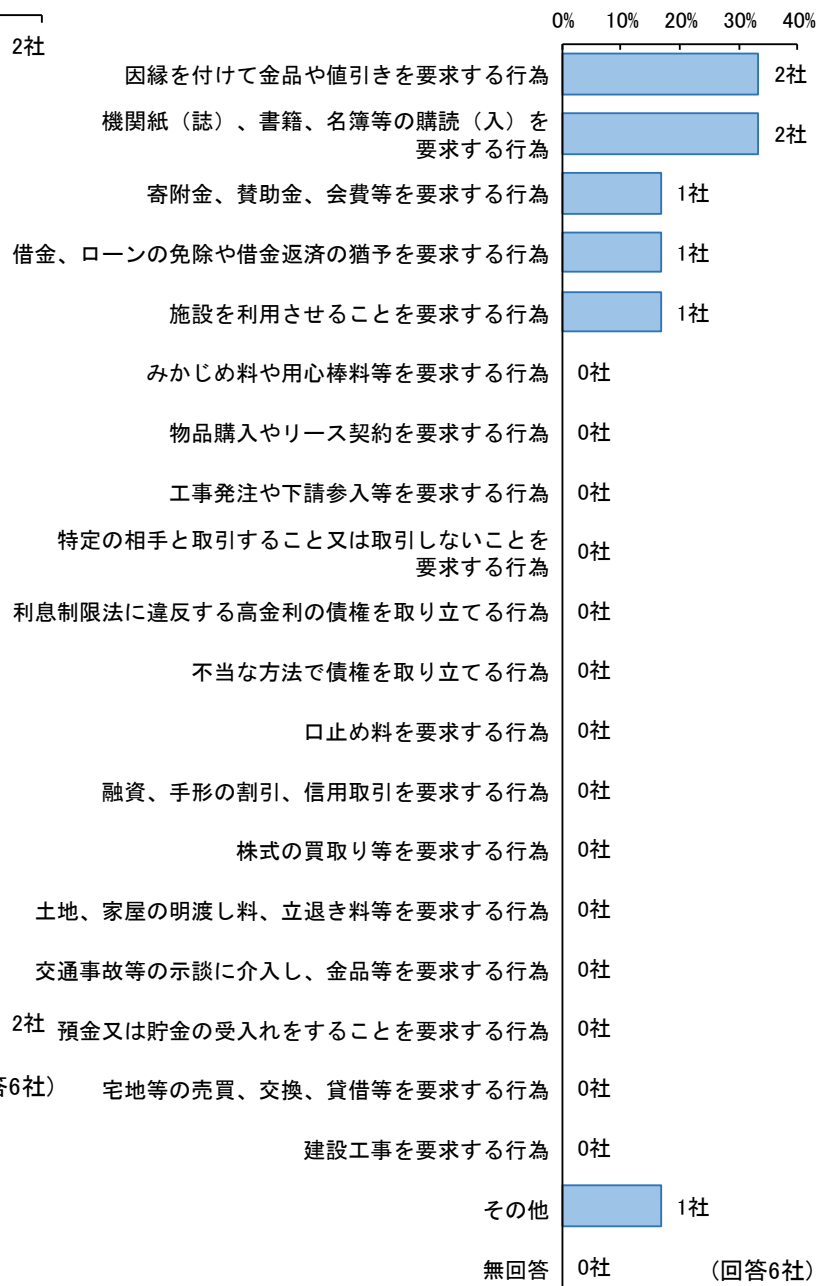
1.5 不当要求の相手方の自称について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業6社について、その相手方がどのように名乗ったかをみると、「社会運動標ぼうゴロ（えせ同和等）」が2社と最も多く、以下「貴社からサービスの提供を受けた者」、「社会的、政治的な活動家」、「暴力団関係企業の者」、「不明（相手が名乗らなかったなど）」（いずれも1社）と続く。



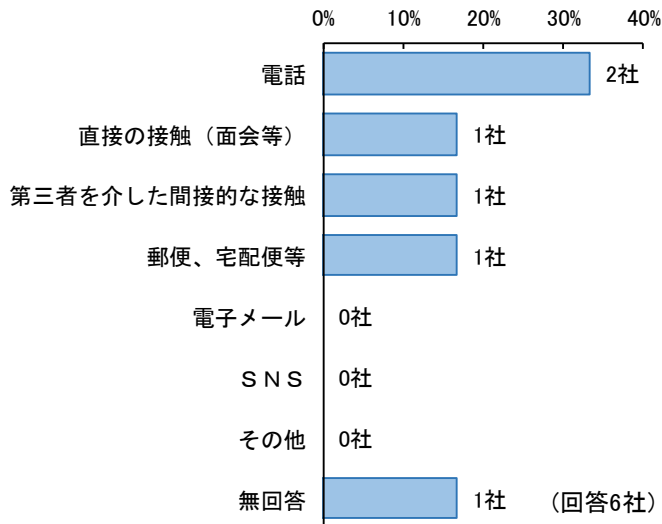
1.6 不当要求の内容について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業6社について、不当要求行為の内容をみると、「因縁を付けて金品や値引きを要求する行為」、「機関紙（誌）、書籍、名簿等の購読（入）を要求する行為」がともに2社と最も多く、以下「寄附金、賛助金、会費等を要求する行為」、「借金、ローンの免除や借金返済の猶予を要求する行為」、「施設を利用させることを要求する行為」（ともに1社）と続く。



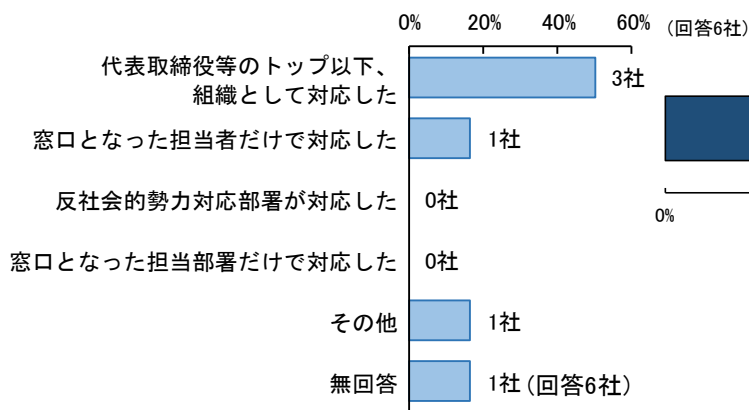
1.7 不当要求の手段について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業6社について、どのような手段で不当要求を受けたかをみると、「電話」が2社と最も多く、以下「直接の接触（面会等）」、「第三者を介した間接的な接触」、「郵便、宅配便等」（いずれも1社）と続く。



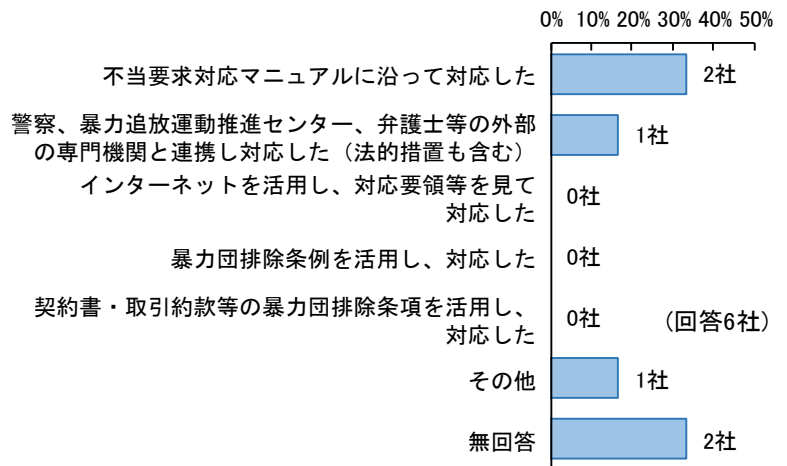
1.8 不当要求への対応部署について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業6社について、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」が3社と最も多く、以下「窓口となった担当者だけで対応した」（1社）と続く。



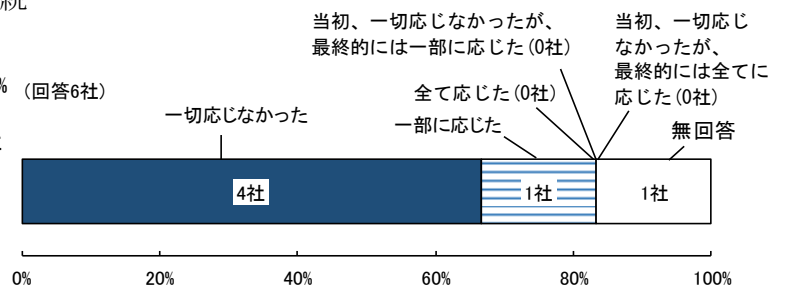
1.9 不当要求への対応について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業6社について、「不当要求対応マニュアルに沿って対応した」が2社と最も多く、以下「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し、対応した（法的措置も含む）」（1社）と続く。



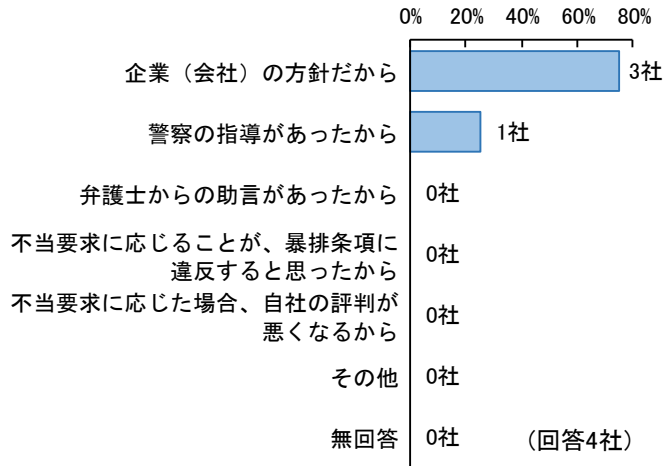
1.10 不当要求への対処について

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業6社について、どのように対処したかをみると、「一切応じなかった」が4社となっている。一方、「一部に応じた」が1社となっている。



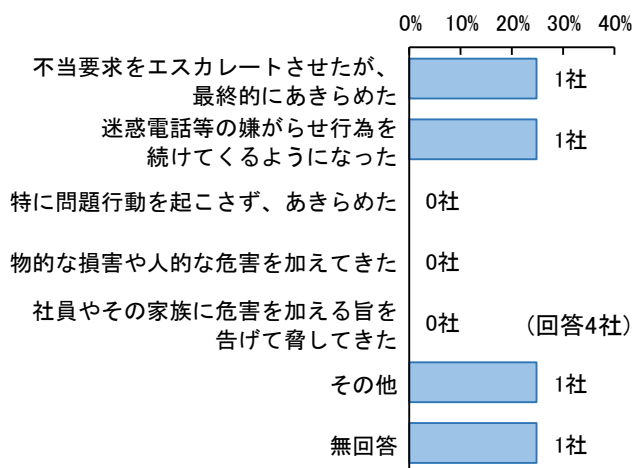
1.11 不当要求に応じなかった理由について (複数回答)

不当要求に「一切応じなかった」と答えた企業4社について、不当要求に応じなかった理由をみると、「企業(会社)の方針だから」が3社と最も多く、以下「警察の指導があったから」(1社)と続く。



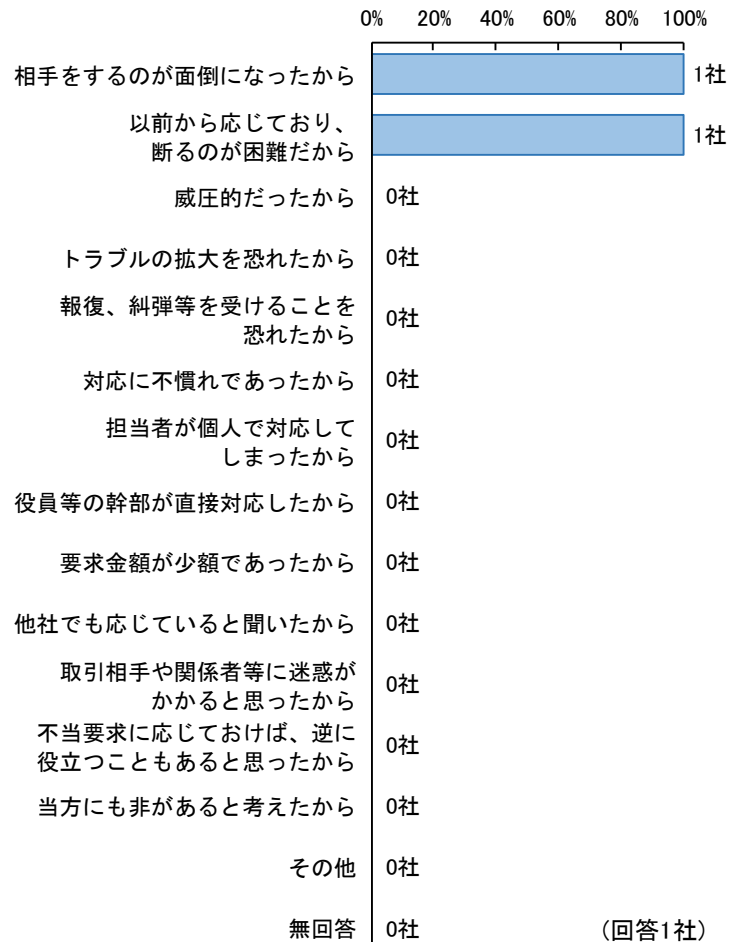
1.12 不当要求を拒否した場合の相手方の反応 (複数回答)

「一切応じなかった」と答えた企業4社について、不当要求を拒否した場合の相手方の反応をみると、「不当要求をエスカレートさせたが、最終的にあきらめた」、「迷惑電話等の嫌がらせ行為を続けてくるようになった」がともに1社となっている。



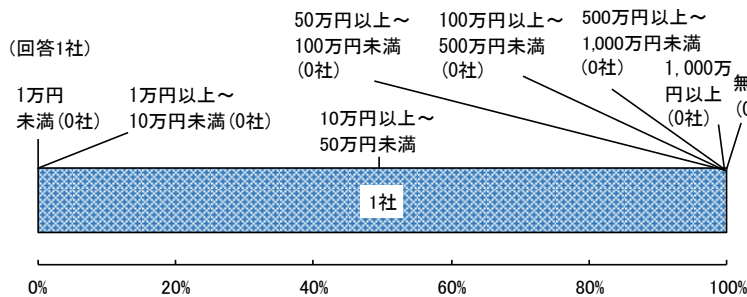
1.13 不当要求に応じた理由について(複数回答)

「一部に応じた」と答えた企業1社について、不当要求に応じた理由をみると、「相手をするのが面倒になったから」、「以前から応じており、断るのが困難だから」となっている。



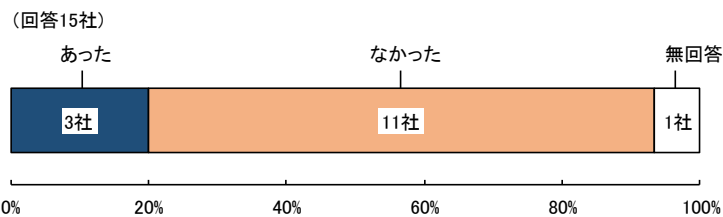
1.14 過去5年間に応じた要求金額について

「一部に応じた」と答えた企業1社について、過去5年間に応じた不当要求の合計金額をみると、「10万円以上～50万円未満」となっている。



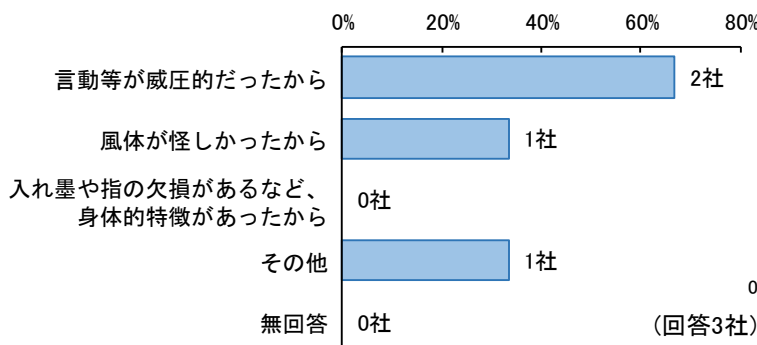
1.15 不当要求の相手方が反社会的勢力である疑いの有無について

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力に当たらない者、相手方が何者かわからなかった企業15社について、反社会的勢力である疑いがあったかをみると、「あった」が3社、「なかった」が11社となっている。



1.16 反社会的勢力である疑いが生じた理由について（複数回答）

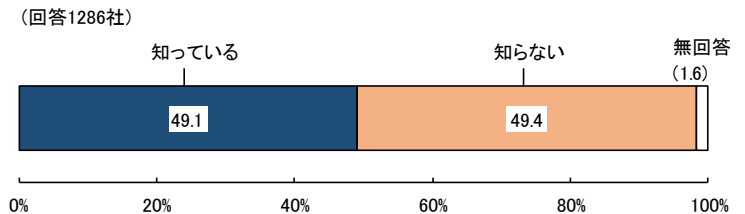
過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力との疑いを持った企業3社について、その理由をみると、「言動等が威圧的だったから」が2社と最も多く、以下「風体が怪しかったから」（1社）と続く。



2 「企業防衛対策の取組状況」について

2.1 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

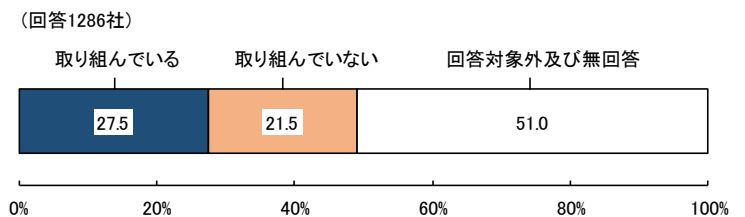
「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について、「知っている」とした企業の割合は49.1%（631社）、「知らない」は49.4%（635社）となっている。



2.2 「指針」に沿った取組みについて

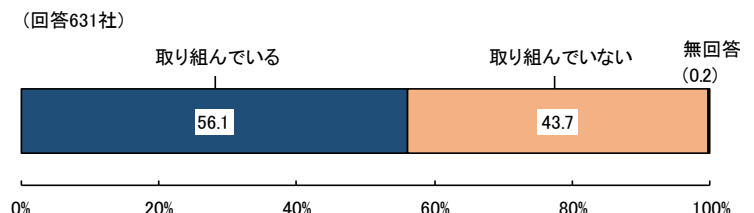
本アンケートにおける全回答企業1,286社でみると、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は27.5%（354社）、「取り組んでいない」は21.5%（276社）となっている。

【アンケート全回答企業】



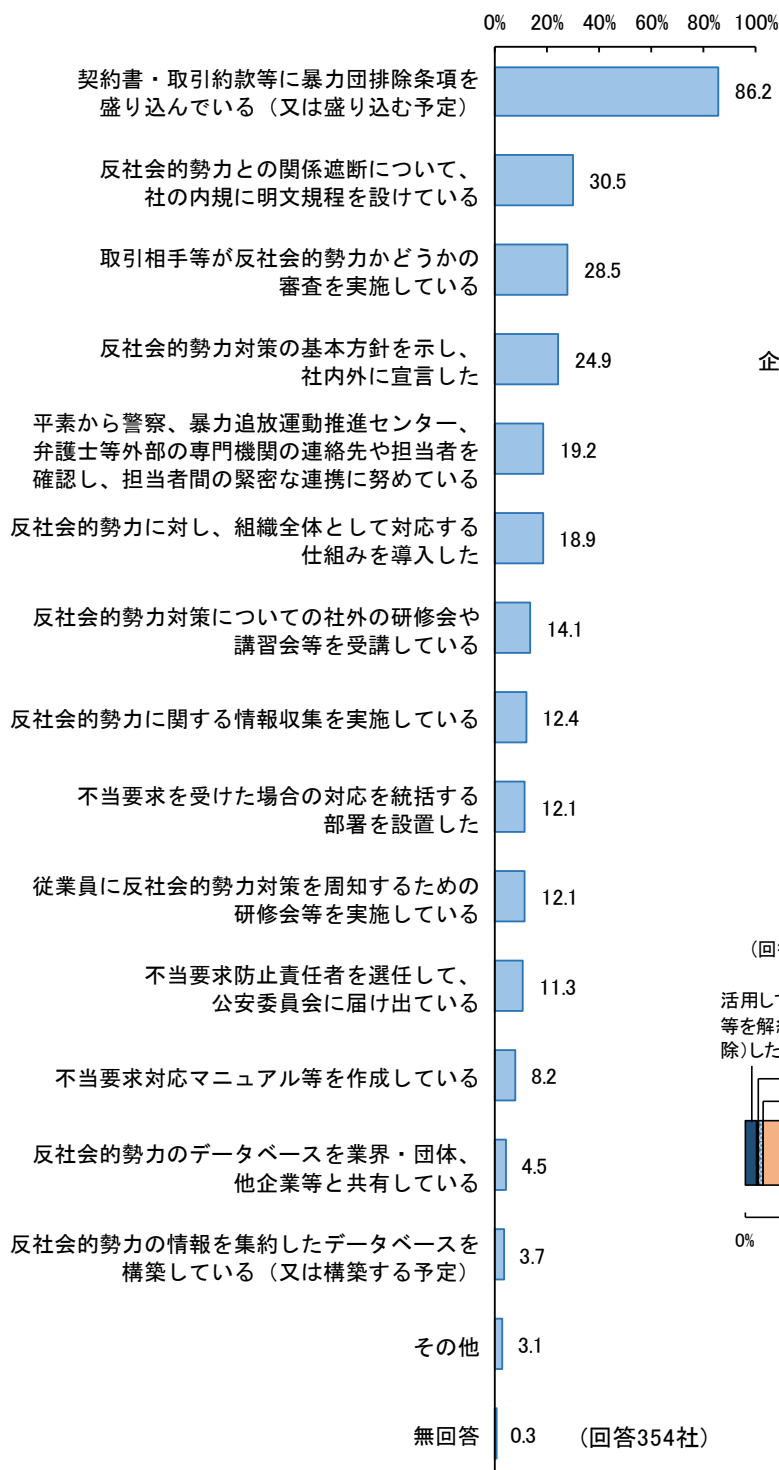
「指針」を知っている企業631社のうち、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は56.1%（354社）、「取り組んでいない」は43.7%（276社）となっている。

【「指針」を知っている企業】



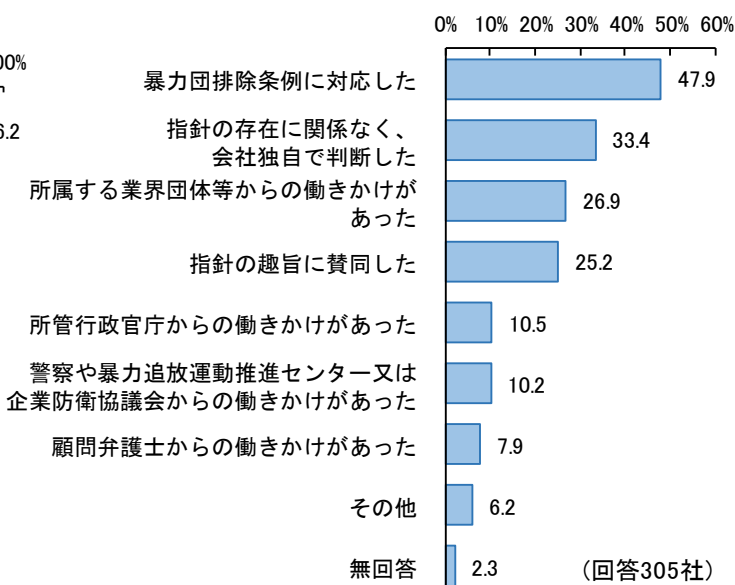
2.3 反社会的勢力による被害を防止するための 取組内容について（複数回答）

「指針」に沿った取組を行っている企業 354 社について、その取組内容をみると、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」が 86.2%（305 社）と最も多く、以下「反社会的勢力との関係遮断について、社の内規に明文規程を設けている」（30.5%）、「取引相手等が反社会的勢力かどうかの審査を実施している」（28.5%）、「反社会的勢力対策の基本方針を示し、社内外に宣言した」（24.9%）と続く。



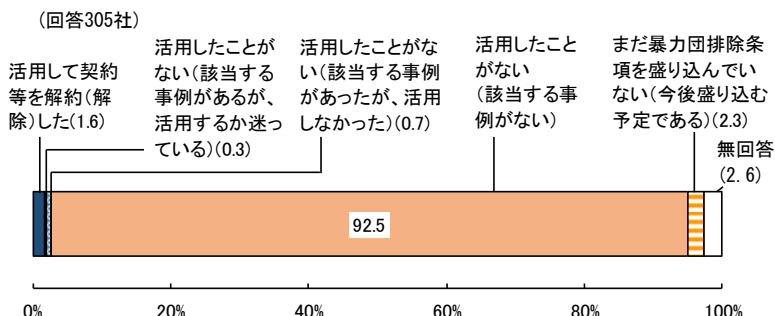
2.4 暴力団排除条項を盛り込んだ理由について （複数回答）

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」と答えた企業 305 社について、その理由をみると、「暴力団排除条例に対応した」が 47.9%と最も多く、以下「指針の存在に関係なく、会社独自で判断した」（33.4%）、「所属する業界団体等からの働きかけがあった」（26.9%）、「指針の趣旨に賛同した」（25.2%）と続く。



2.5 暴力団排除条項の活用について

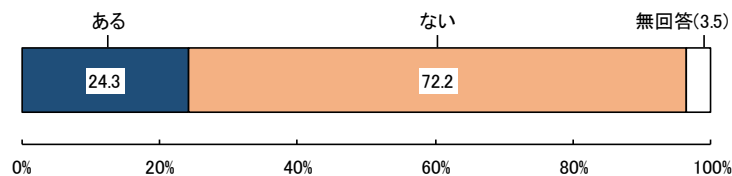
「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」と答えた企業 305 社のうち、「活用して契約等を解約（解除）した」企業は 1.6%であった。



2.6 反社会的勢力による被害防止対策の困難性について

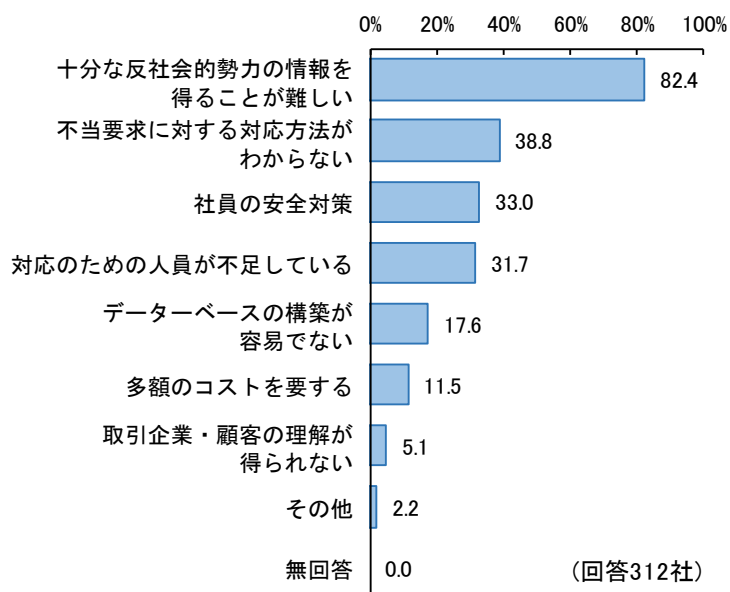
反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業の割合は24.3%（312社）であった。

（回答1286社）



2.7 困難の内容について（複数回答）

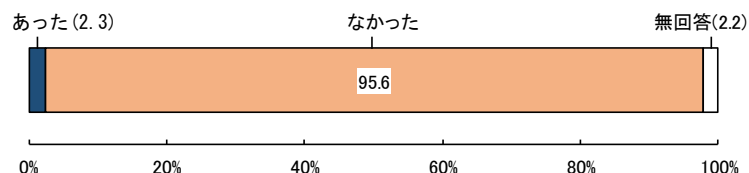
反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業312社について、その内容をみると、「十分な反社会的勢力の情報を得ることが難しい」が82.4%と最も多く、以下「不当要求に対する対応方法がわからない」（38.8%）、「社員の安全対策」（33.0%）、「対応のための人員が不足している」（31.7%）と続く。



2.8 反社会的勢力との関係遮断について

全都道府県で暴力団排除条例が施行された平成23年10月以降、個別の契約や取引において、相手方が反社会的勢力であることを理由に関係遮断（契約の解除等）を検討したことが「あった」とする企業は2.3%（29社）であった。

（回答1286社）

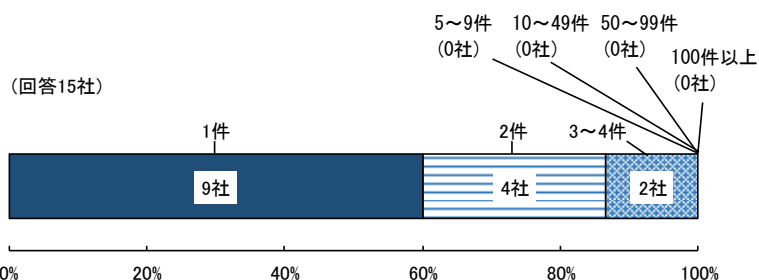


2.9 関係を遮断した件数について

関係遮断を検討したことがあった企業29社のうち、実際に関係を遮断した件数をみると、契約締結前に関係を遮断した15社では「1件」が9社と最も多く、以下「2件」（4社）、「3～4件」（2社）と続く。

【契約締結前】

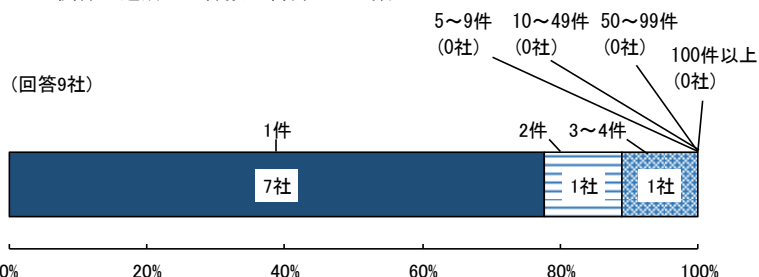
※関係を遮断した件数が判明した企業



また、契約締結後に関係を遮断した9社では「1件」が7社と最も多く、以下「2件」、「3～4件」（ともに1社）と続く。

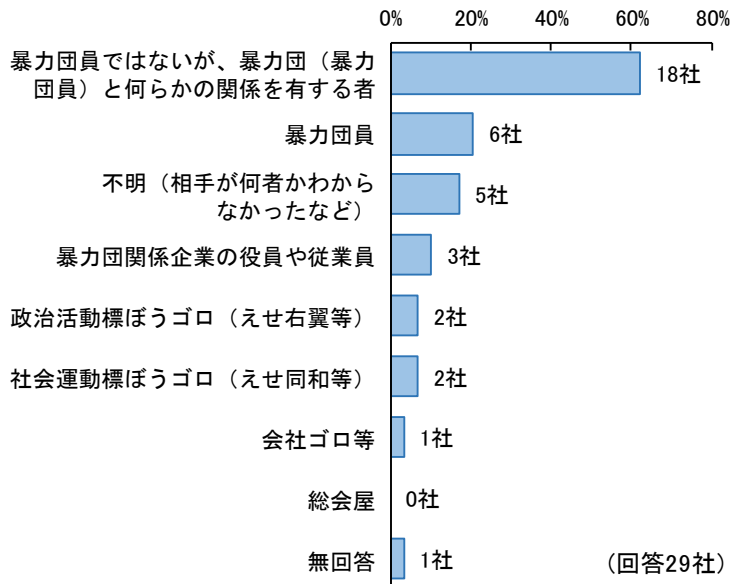
【契約締結後】

※関係を遮断した件数が判明した企業



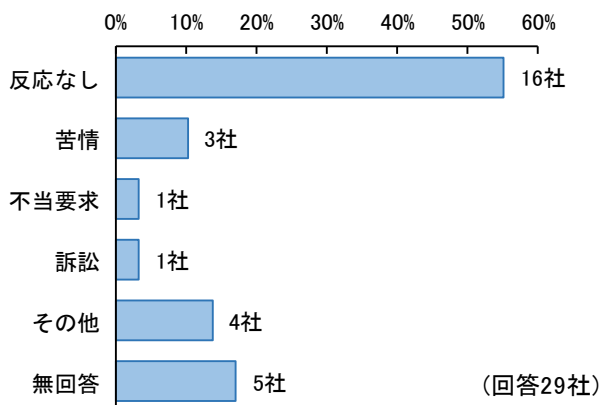
2.10 関係遮断を検討したことがある相手方の属性について（複数回答）

関係遮断を検討したことがあった企業 29 社について、相手方をどのように認識したかをみると、「暴力団員ではないが、暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」が 18 社と最も多く、以下「暴力団員」（6 社）、「不明（相手は何者かわからなかったなど）」（5 社）、「暴力団関係企業の役員や従業員」（3 社）と続く。



2.11 関係遮断後の相手の反応（複数回答）

関係遮断を検討したことがあった企業 29 社について、関係遮断後の相手方の反応をみると、「反応なし」が 16 社と最も多く、以下「苦情」（3 社）、「不当要求」、「訴訟」（ともに 1 社）と続く。

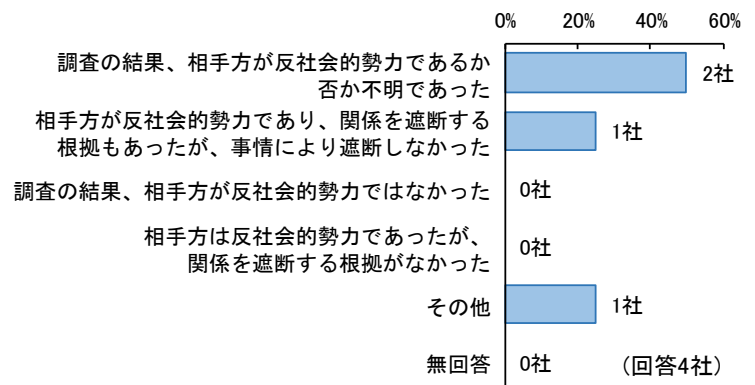


2.12 関係を遮断しなかった理由について（複数回答）

契約前に関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業 4 社についてその理由をみると、「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」が 2 社と最も多く、以下「相手方が反社会的勢力であり、関係を遮断する根拠もあったが、事情により遮断しなかった」（1 社）と続く。

【契約前の事例】

※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業

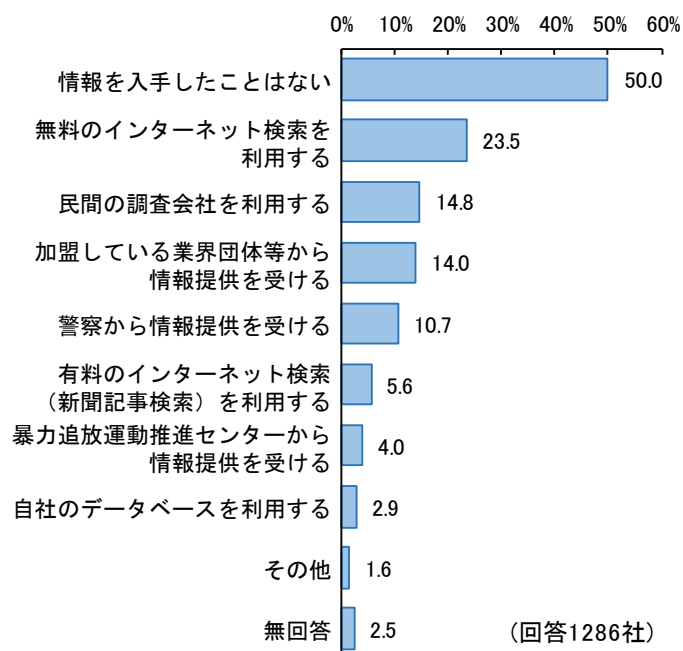


なお、契約後に関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業はなかった。

2.13 反社会的勢力に関する情報の入手方法について（複数回答）

取引先が反社会的勢力に該当するかどうかの情報の入手方法について、「情報を入手したことはない」とする企業は50.0%であった。

一方、入手する方法について、「無料のインターネット検索を利用する」が23.5%と最も多く、以下「民間の調査会社を利用する」（14.8%）、「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」（14.0%）、「警察から情報提供を受ける」（10.7%）と続く。



調査主体	全 国 暴 力 追 放 運 動 推 進 セ ン タ ー 日 本 弁 護 士 連 合 会 民 事 介 入 暴 力 対 策 委 員 会 警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部 組 織 犯 罪 対 策 第 一 課
調査機関	一 般 社 団 法 人 輿 論 科 学 協 会
